

「魅力発信！「たまファン」ステップアップ事業」業務委託仕様書

1 事業目的

「魅力発信！「たまファン」ステップアップ事業（以下、「本事業」という。）」では、玉川村（以下、「村」という。）における交流人口拡大の取り組みを一步進め、村を応援し続ける「関係人口（たまファン）」を創出することを目的とする。

地域の事業者と連携し、体験プログラムやファンミーティングを通じて来訪者の満足度を高め、将来的な移住に繋がる継続的な仕組みづくり（「(仮称) たまかわファンクラブ」の設立準備）を目指すものである。

2 背景

村では、人口減少や労働力不足といった課題に対し、「知らない地域は移住候補地にならない」という理念のもと、これまで観光や体験事業を通じて交流人口の拡大に注力してきた。本事業は、これまでの実績を活かして来訪者との関わりを深め、令和9年度中の設立を目指す「(仮称) たまかわファンクラブ」の会員（たまファン）を創出することで、将来的な移住に繋がる継続的な仕組みを構築する。自転車などの独自資源を活用した体験価値を提供し、交流人口から関係人口へとステップアップさせることで、地域産業の活性化と持続可能なまちづくりを目指している。

3 業務内容

（1）自転車を活用した体験交流会の開催（1回）

玉川村の特色である自転車を活用し、地域事業者と連携した体験プログラムを実施する。

- ・体験者の募集、申込みの受付は受託者が行い、体験者は村に報告・協議の上、決定すること。
- ・体験者は、村外在住者（県外在住者を優先する）とすること。
- ・交流会に参加する村民及び村内事業者を募集すること。
- ・体験交流会開催後は、参加者へアンケート調査を実施し、集計結果を村へ報告すること。

※講師への報酬・旅費の支払いは村が行う。

※体験交流会の開催に必要な消耗品等については、村で確保する。

（2）移住体験モニターツアーの開催（1回）

参加者が村の自然や食、暮らしを体感できる、宿泊及び交流会の設定を含むツアーを実施する。

- ・移住体験モニターの募集、申込みの受付は受託者が行い、モニターは村に報告・協議の上、決定すること
- ・体験を提供いただける地域事業者を確保し、体験内容等について調整を行うこと。
- ・交流会に参加する村民及び村内事業者を募集すること。
- ・モニターツアー開催後は、参加者へアンケート調査を実施し、集計結果を村へ報告すること。

※モニターツアーの開催に必要な消耗品等については、村で確保する。

（3）ファンミーティングの開催（2回以上）

「たまファン」候補者と村との深い関わりづくりを目的とした交流イベントを実施する。

- ・会場手配及び運営一式を行うこと。

- ・参加者の募集、申込みの受付は受託者が行い、参加者は村に報告・協議の上、決定すること。
- ・ファンミーティング開催後は、参加者へアンケート調査を実施し、集計結果を村へ報告すること。

※ファンミーティングの開催に係る会場の手配については、村が行う。

※ファンミーティングの開催に必要な消耗品等については、村で確保する。

(4) 情報発信及び効果測定

本事業の実施にあたり、戦略的な情報発信及び効果測定を行う。

- ・SNS（2ツール以上）を活用し、10回以上の定期的な発信を行う。
- ・認知拡大のため、SNS広告の運用を行うこと。

(5) スケジュール管理

- ・年間スケジュールについては、村と協議の上、適宜修正すること。
- ・業務の実施にあたっては年間スケジュールを業務ごとに作成し、村の了解を受けた上で、定期的に村へ進捗報告を行いながら適切に進捗管理を行うこと。

4 履行期間

契約締結日から2027年1月20日までとする。

5 成果品

事業報告書 1部

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

- ア 委託業務着手届
- イ 委託業務完了届
- ウ 実績報告書
- エ 上記5に示す事業成果品
- オ その他委託者が必要と認める書類等

7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

9 完了

本業務は、実績報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

10 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。